○法務省厚生労働省令第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

別表第一

一～五　（略）

六　その他（十五職種二十三作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
木材加工	機械製材作業	木材加工技能実習評価試験	一般社団法人全国木材組合連合会
かばん製造	かばん製造作業	かばん製造技能実習評価試験	一般社団法人日本鞄協会
化粧品製造	仕上工程管理作業	化粧品製造技能実習評価試験	日本化粧品工業会

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十三職種四十一作業）

職種	作業
（略）	
木材加工	機械製材作業
かばん製造	かばん製造作業
化粧品製造	仕上工程管理作業

八　（略）

別表第一

一～五　（略）

六　その他（十三職種二十一作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
木材加工	機械製材作業	木材加工技能実習評価試験	一般社団法人全国木材組合連合会
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十一職種三十九作業）

職種	作業
（略）	
木材加工	機械製材作業
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。